

速度取締り指針

令和8年7月
周南警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国 道 2 号	7 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	川崎・戸田地区	6 0 k m / h
国道 3 1 5 号	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	徳山地区	5 0 k m / h
市道 金剛山北山線	7 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	住吉地区（今宿小学校区）	3 0 k m / h
県道 新南陽津和野線	7 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	菊川地区（菊川小学校区）	4 0 k m / h

- 国道2号は実勢速度が高く、交通事故が多発傾向にあるため、継続して速度取締りを実施します。
- 通学路や生活道路においては、可搬式オービスを使用した効果的な取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）



※ ●：交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年～令和8年上半期
（私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で18件以上
事故が発生しているエリア

- 令和8年上半期は、管内において交通死亡事故の発生はありませんでした。
- 市の中心部から東部にかけて、交通事故多発エリアが点在しているため、令和7年に引き続き、同地区の取締り強化を継続します。
- 県道下松・新南陽線においても、市東部で交通事故多発エリアが点在しており、同地区での取締りも強化します。

その他の交通指導取締り

- 各種取締りを推進し、道路上の安全確保と交通マナーの向上を目指します。
- また、子供や高齢者等が交通事故の被害に遭わないよう、通学路や生活道路における横断歩行者妨害、通行禁止等の取締りを積極的に推進します。